

## 4 中央幹線テレビカメラ調査業務委託 特記仕様書

### 第1章 全般的事項

#### 1. 業務目的

本業務で実施するテレビカメラ調査手法は、管路施設の実態を把握するため、テレビカメラを用いた調査作業である。本作業は、管路施設を調査することで現状分析や調査結果に基づく対策等を検討し、今後の長寿命化計画策定等の資料とするものである。

#### 2. 業務の位置及び実施期間

設計内訳書及び契約書記載のとおり

#### 3. 資格者の選任

本業務については、下水道管路施設の維持管理に関し、調査判定や評価分析等に高度な専門知識が求められる業務であるため、下表に示す資格を有するものを配置すること。ただし、照査技術者については、現場代理人及び主任(監理)技術者との兼務は不可とする。

職 務	保 有 資 格 条 件
主任(監理)技術者	下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士
照 査 技 術 者	下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士

#### 4. 作業計画書

受注者は、現場作業を実施するにあたり、事前に下記事項を記載した作業計画書を提出すること。

- (1) 概要
- (2) 現場組織（職務分担、緊急時連絡体制等）
- (3) 業務計画（使用機材、調査方法、実施工程等）
- (4) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏・有害ガス対策等）
- (5) その他（監督員の指示事項）

### 第2章 テレビカメラ調査工

#### 1. テレビカメラの仕様

本業務で用いるテレビカメラの仕様は次のとおりであるが、この仕様に沿ったカメラシステム又は同等以上のカメラシステムを用いること。

##### (1) 概要

本業務で用いるカメラシステムは、オペレーターにより都度判定を行ない、管路内の調査を実施することができるシステムとする。

- (2) 光源は十分な光量が得られるものとする。

(3) 小口径については水深35cm、大口径については水深55cmまで測定可能であること。

(4) 調査機材については、事前に監督員の承諾を得ること。

## 2. 調査判定基準

本調査で用いる判定基準（案）は次のとおりとする。

調査判定基準表

スパン全体での評価	ランク		A	B	C
	項目				
1) 管の腐食			鉄筋露出状況	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向のたるみ	管渠内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
3) 管の破損	鉄筋コンクリート管等	欠落			軸方向のクラックで幅2mm未満
		軸方向のクラックで幅5mm以上		軸方向のクラックで幅2mm以上	
4) 管のクラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満	
5) 管の継手ズレ	脱却		鉄筋コンクリート管等：70mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満	
6) 浸入水	噴き出ている		流れている	にじんでいる	
7) 取付管の突出し	注3	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	
8) 油脂の付着	注3	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
9) 樹木根浸入	注3	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
10) モルタル付着	注3	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満	

注 1 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常(木片、樹木根浸入等)も調査する。

2 ランクA(a),B(b),C(c)における異常の程度(判断の基準)については、(社)日本下水道協会「下水道きよ改築等の工法選定手引き(案)平成14年5月」における「表3-2 評価のランク付けと判定基準例」及び「表3-3 管一本ごとの評価のランク付けと判断基準例」を参考とする。

3 7)取付管の突出し,8)油脂の付着,9)樹木根浸入,10)モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去出来ない場合の調査判定基準とする。

## 3. テレビカメラ調査方法

(1) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。

(2) 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口等に十分注意しながら、全区間撮影(カラー)し、DVD等に収録すること。

異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影(カラー)し、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

(3) 写真撮影は、10m当たり3枚(直視1枚、側視2枚)を標準とする。

(4) 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

(5) 管内に異常が発見された場合は、DVD等とは別に、モニターから写真撮影(カラー)を行うものとする。

※管渠の破損等により土砂の流出が確認できる場合や、管渠が変形している状態が確認できる場合は、監督員に至急報告を行うこと。

#### 4. 評価分析

調査結果より、次の評価分析作業を行い、報告書に記入すること。

- (1) 緊急的な修繕箇所の抽出及び対策方法

### 第3章 成果品

納入する成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書 2部  
報告書には、「4. 評価分析」とともに以下内容を記載すること。
  - ② 調査総括表
  - ② 調査集計表
  - ③ 調査記録表
- (2) 調査記録写真帳（異常箇所） 2部
- (3) 記録映像（記録媒体は別途協議） 2部
- (4) 異状箇所図面 2部
- (5) その他（監督員指示事項等） 一式